

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表警察署長の項第四号を次のように改める。

四 行政財産に関する次のこと。

イ 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免

(1) 電柱類、鉄塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類の設置又は管類(ケーブルを含む。)の地下埋設

(2) 使用期間が一年を超えないもの(①に掲げるものを除く。)

ロ 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け

附則

この規則は、公布の日から施行する。